資料３

第６期北海道障がい福祉計画（素案）の概要

１　総論

計画策定の趣旨	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として策定
計画の位置付け等	・北海道地域福祉支援計画の施策別計画で、「第２期北海道障がい者基本計画」の実施計画 ・障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画 ・児童福祉法第33条の22に基づく「北海道障がい児福祉計画」 ・北海道障がい者条例第29条第１項に基づく「障がい者就労支援推進計画」

２　計画の目的

障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指す

３　計画の推進項目及び推進施策など

推進項目及び推進施策	具体的な取組
(1) 北海道障がい者条例の施策の推進	
①北海道障がい者条例の施策の推進	・虐待や差別の禁止、合理的配慮の推進
(2) 権利擁護の推進	
①暮らしづらさを解消するための取組 ②虐待の防止 ③差別等を解消するための取組の推進 ④意思決定支援の推進	・地域づくり委員会で虐待や差別解消等に関する地域の課題等の解消に向けた協議実施 ・「北海道障がい者権利擁護センター」における虐待通報の受理、相談対応等 ・「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修実施
(3) 地域生活支援体制の充実	
①相談支援体制の確保 ②障がい者の地域生活への移行促進 ③地域生活支援拠点等の整備 ④自立と社会参加の促進 ⑤ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化	・地域づくりコーディネーターを活用した相談支援体制の構築に係る市町村支援や地域生活に係る総合的・広域的な支援 新 障がい者文化芸術活動の推進 新 読書バリアフリーの推進

推進項目及び推進施策	具体的な取組
(4)新北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進	
①北海道意思疎通支援条例の施策の推進 ②北海道手話言語条例の施策の推進	・道民の理解促進　・意思疎通手段の確保 ・情報保障の推進 ・意思疎通支援者の養成及び派遣の推進 ・手話を習得する機会の確保
(5)サービス提供基盤の整備	
①住まいの基盤整備の充実 ②日中活動サービスの充実 ③地域生活を支えるサービス基盤の充実 ④共生型地域福祉拠点の整備推進 ⑤地域間格差の縮小 ⑥施設による支援	・社会福祉施設等施設整備事業等を活用したグループホームの整備 新耐震化整備などの防災対策、ウイルス性感染症の拡大防止を図る整備
(6)障がい児支援の充実	
①子どもの発達支援の充実 ②家族への支援 ③福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ④地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進 ⑤障がい児支援体制の基盤整備 ⑥特別な支援が必要な子どもへの支援	・児童発達支援センターの設置推進、市町村中核子ども発達支援センターの整備 新新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置、手引書の周知等 新難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保 ・ペアレントメンターの養成
(7)発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいがある人等への支援	
①発達障がいのある人への支援の充実 ②医療を必要とする障がい児者等への支援 ③難病等である人への支援	・発達障害者支援センターによる関係機関への支援、障がいの特性等に対する理解促進 ・医療的ケア児等支援のための協議の場の設置 ・医療的ケア児等コーディネーターの育成
(8)精神保健福祉・医療施策の充実	
①地域生活を支える体制の整備 ②保健・医療の推進	・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム 新依存症対策の推進
(9)就労支援施策の充実・強化	
①道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり ②一般就労の推進 ③多様な就労の機会の確保 ④福祉的就労の底上げ	・企業と連携した取組推進 ・職場定着の支援 新大学等在学中からの就労支援 新農福連携等の促進 新高齢障がい者に対する就労支援

推進項目及び推進施策	具体的な取組
(10)多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上	
①人材の養成・確保 ②サービスの質の向上	・相談支援従事者、サービス管理責任者等の養成及び資質の向上 ・障害福祉サービス事業者等の指導
(11)安全確保に備えた地域づくりの推進	
①安全確保に備えた地域づくりの推進	・市町村の災害時の要配慮者支援策の充実・支援体制づくり ・新感染症対策に係る体制整備の推進

４　令和５年度（2023年度）の成果目標（主なもの）

主な項目	R5目標値	考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	234人	令和2年（2020年）3月末の施設入所者数の約2.4%で設定
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に係る目標	92%	入院後１年時点の退院率
	316日以上 （現状維持以上）	新退院後の1年以内の地域における平均生活日数
地域生活支援拠点等の整備目標	21か所以上	障がい保健福祉圏域に１か所以上
福祉施設から一般就労への移行目標	1,414人	年間一般就労者数 （令和元年度（2019年度）実績の1.27倍で設定）
新各事業の一般就労移行者数	840人	就労移行支援（令和元年度（2019年度）実績の1.3倍を設定）
	229人	就労継続支援A型（令和元年度（2019年度）実績の1.26倍を設定）
	323人	就労継続支援B型（令和元年度（2019年度）実績の1.23倍を設定）
新就労定着支援事業に関する目標	70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合
	70%	事業者全体のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合
障がい児支援の提供体制の整備目標	21か所	障がい保健福祉圏域に１か所以上整備 （児童発達支援センター等の事業所数）
医療的ケア児等支援に関する目標	82か所	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置（医療的ケア児等が在住する市町村）

５　計画の推進等

計画の推進管理	成果目標の達成状況や施策の推進上の課題等について、分析・評価するなどして「北海道障がい者施策推進審議会」に進捗状況を報告し、その意見等を踏まえて、計画の効率的な推進に努める。

資料３